家財保険

借家人賠償責任保険

賃貸住宅にお住まいの皆様の、大切な家財の補償と日常生活での損害賠償や家主さんへの損害賠償をサポートします。

賃貸くらし安心保険プラス

ご契約のしおり
（2016年5月
改正保険業法対応版）

修理費用保険

個人賠償責任保険

セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社

家財補償
（損害保険金）

火災や水濡れ、盗難など、次の事故により生じた被保険者の家財の損害（注1）を補償します。この損害は再調達価額（注2）を基準としますが、修繕することができる場合は、修繕費をもって損害の額とします。

保険金のお支払いの対象となる事故			お支払いの限度額	事故にともなう費用保険			
				罹災時諸費用	残存物取片づけ費用	臨時宿泊費用	被災転居費用
①	火　　災		1回の事故につき、家財保険金額を限度に損害額をお支払いします。	●	●	●	●
②	落　　雷			●	●	●	●
③	破　裂・爆　発			●	●	●	●
④	風災・ひょう災・雪災		1回の事故につき、家財保険金額の5%を限度にお支払いします。（注3）	●	●	●	●
⑤	水　　災		家財に再調達価額の30%以上の損害または床上浸水を被った場合に、1回の事故につき家財保険金額の5%を限度にお支払いします。	●	●	●	●
⑥	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等		1回の事故につき、家財保険金額を限度に損害額をお支払いします。（注4）	●	●	●	●
⑦	給排水設備の事故・他戸室での事故による水濡れ			●	●	●	●
⑧	騒じょう			●	●	●	●
⑨	盗　　難		1回の事故につき 家財　100万円限度 通貨、乗車券等は　20万円限度 預貯金証書は　200万円限度（注5）		●		
⑩	不測かつ突発的な事故（破損・汚損）		損害の額から免責金額(3万円)を差し引き、1回の事故につき50万円限度とします。原動機付自転車、自転車の事故は対象外とします。		●		
⑪	引越し中の家財の損害		転居する際、家財の運送中において①～④、⑥～⑩の事故よって家財に生じた損害に対し損害額をお支払いします。但し、1回の事故につき、100万円を限度とします。				

家財保険金額設定の目安

●右表以外の場合、おとな（18歳以上）1名につき130万円、こども1名につき80万円を加算し目安とします。
●弊社の家財補償の保険金額の上限は1,000万円です。
●ご契約プランの選択にあたっては、被保険者（入居者）様の家財の資産額にあった適切な家財保険金額をご選択ください。
●家財補償は、家財保険金額が補償の上限となり、実際の家財の再調達価額に不足していると、万が一の場合に十分な補償が受けられません。また、損害の額を超えては保険金をお支払いできませんので、実際の家財の再調達価額を超えて家財保険金額をお決めいただいても無駄になります。

入居人数 / 世帯主年齢	1名	おとな2名	おとな2名 こども1名	おとな2名 こども2名
29歳以下	300万円	500万円	580万円	660万円
30～34歳以下		650万円	730万円	810万円
35～39歳以下		800万円	880万円	960万円
40～44歳以下		950万円	1,000万円	1,000万円
45歳以上		1,000万円	1,000万円	1,000万円

※別紙のご契約プラン表をご参照願います

事故にともなう費用保険金

損害保険金（家財保険金）以外にも様々な費用をお支払いします。

費用保険金の種類	保険金のお支払いの対象となる事故	お支払いの限度額
罹災時諸費用保険金	損害保険金の支払事由の①～⑧までの事故によって損害保険金が支払われるとき	損害保険金の5%に相当する額
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金の支払事由の①～⑩までの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出したとき	被保険者が支出した費用の額 ただし、1回の事故につき損害保険金の5%に相当する額を支払い限度とします。
臨時宿泊費用保険金	損害保険金の支払事由の①～⑧までの事故で損害保険金が支払われる場合に、その事故によって飲用水、電気もしくはガスの供給停止または排水設備の使用不能の結果として、借用戸室に居住できないため、臨時宿泊費用を支出したときに右記支払限度額内で支払います。但し、食事代等の宿泊に付随する費用は除きます。	支払限度額は1泊につき2万円限度で10泊までとし、1回の事故につき20万円限度です。
被災転居費用保険金	損害保険金の支払事由の①～⑧までの事故で損害保険金が支払われる場合に、その事故によって借用戸室が半損以上の損害を受け、居住できないため転居費用（転居先への引越し費用や転居先の賃貸借契約に必要な礼金・仲介手数料を指し、家賃・共益費・保証金・敷金等は含みません。）を支出したとき右記支払限度額内で支払います。	支払限度額は1回の事故につき 転居費用　20万円限度 引越し費用　20万円限度

（注1）保険の対象が貴金属・宝石・美術品等については、1個または1組の時価額が30万円以下の場合は、再調達価額ではなく、時価額により算出した額が損害の額になります。時計・財布・かばんは、1回の事故につき、1個または1組につき20万円を限度、原動機付自転車（125cc以下）・自転車は、1回の事故につき、1台につき10万円を限度とします。
（注2）再調達価額とは、損害が生じた地および時における、その保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
（注3）但し、雨、雪、ひょう または砂塵の吹込みによって生じた損害は、借用戸室またはその開口部が直接破損した場合に限ります。
（注4）但し、⑥については、雨、雪、あられ、砂塵、ばい煙その他これに類するもの落下、飛来、土砂崩れ、④、⑤の事故による損害を除きます。⑦については、④、⑤の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
（注5）警察への被害届出の受理が条件です。但し、通貨、乗車券、預金証書は生活の用に供されているもので、通貨、乗車券は20万円、預金証書は200万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。預金証書については現金が引き出されていること及び預金先宛への被害の届出も条件とします。

◆このページは商品の概要を紹介したものです。必要な情報をすべては記載しておりません。保険金のお支払条件、保険金をお支払いしない場合等、お客様にとって不利益となる事項やその他注意事項等もありますので、ご契約にあたっては、重要事項説明書をご一読ください。

修理費用保険

次の事故により借用戸室に損害が発生し、被保険者がその貸主との間で、締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、被保険者が自費で修理した場合に、その修理費用(注1)に対し保険金をお支払いします。
(注1)借用戸室を損害発生前の状態に復旧するために必要な費用に限ります。

修理費用保険金の種類		保険金のお支払いの対象となる事故	お支払の限度額(1回の事故あたり)
修理費用保険金		家財補償の損害保険金の支払事由①～⑨の事故(注2)により借用戸室に損害が発生した場合 (注2)損害保険金の支払事由④の事故については、借用戸室またはその開口部が事故により直接破損することおよび支払事由⑤の事故については、再調達価額の30%以上の損害または借用戸室が床上浸水を被ったことを条件としません。	100万円
修理費用補償拡大特約	凍　結	凍結により生じた借用戸室の専用水道管または給湯器の損害(保険期間中1回に限ります)	10万円
	窓ガラスの熱割れ	借用戸室の窓ガラス(注3)の熱割れ(注4)による損害 (注3)借用戸室の外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限ります。 (注4)日射により生じた温度差による窓ガラスの破損をいいます。 	50万円
	ドアロック交換費用	借用戸室の玄関ドアの鍵が盗取(注5)され、事故の日から180日以内に被保険者が ドアロックの交換費用を支出したとき(保険期間中1回に限ります) (注5)警察署あてに被害の届出をし、受理されたことを条件とします。	3万円
	ピッキング防止費用	盗難あるいはいたずら(注6)によって借用戸室の玄関ドアのロックを解錠または使用不能にされ、事故の日から180日以内に被保険者が同様な事故を防止する目的でドアロックの交換費用もしくは防犯装置の設備費用を支出したとき(保険期間中1回に限ります) (注6)警察署あてに被害の届出をし、受理されたことを条件とします。	3万円

借家人賠償責任保険

被保険者の責めに帰すべき事由による次の事故により借用戸室が損害を受けたため、被保険者(注7)がその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき、保険金をお支払いします。
(注7)被保険者が死亡している場合には、被保険者の法定相続人を含みます。

借家人賠償責任保険金の種類		保険金のお支払いの対象となる事故	お支払の限度額(1回の事故あたり)
借家人賠償責任保険金		火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れによる損害で、お支払いする保険金は、被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用等です。	1,000万円
借家人賠償責任補償拡大特約	不測かつ突発的な事故による特定箇所の修理費用損害	上記の事故以外の不測かつ突発的な事故により、被保険者において、次の部位に生じた損害の修理費用 洗面台・便器・浴槽・窓ガラス(注8)・照明機器 IHクッキングヒーター(注9)およびこれらの付属物 (注8)借用戸室の外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限ります。熱割れによる損害は含みません。 (注9)借用戸室に備え付けられた、誘導加熱方式を用いた調理用コンロをいいます。 	50万円
	被保険者の死亡による借用戸室の損害	①借用戸室内における被保険者の死亡により生じた、借用戸室の修理、清掃または消臭費用	50万円
	遺品整理費用	②上記①の費用が生じた場合における、被保険者の遺品整理のための費用 (②遺品整理費用のみのお支払いはできません)	50万円

●1回の事故について支払われるべき借家人賠償責任保険金と借家人賠償責任補償拡大特約により支払われるべき借家人賠償責任保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、当会社が支払う保険金の額は、これらを合計して1,000万円とします。

個人賠償責任保険

日本国内において次の事故で、他人の身体の障害または財物の損壊に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したとき、保険金をお支払いします。

保険金のお支払いの対象となる事故				お支払の限度額（1回の事故あたり）
借用戸室の使用または管理に起因する偶然な事故		被保険者の日常生活に起因する偶然な事故（借用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます）		1,000万円

●1回の事故に対して支払う賠償責任保険金の限度額は、借家人賠償責任保険金と 個人賠償責任保険金を合計して1,000万円となります。

特約について

この契約には以下の特約が付帯されています。特約付帯にあたり、保険料の追徴･返還はおこないません。

修理費用補償拡大特約	借家人賠償責任補償拡大特約	保険料の口座振替払特約(注1)
保険料のクレジットカード払特約(注1)	保険料のコンビニエンスストア払特約(注1)	賠償事故直接請求特約
法人等契約の被保険者に関する特約	インターネット等による契約手続き特約(注1)	転居に関する特約
保険証券の発行省略特約		

（注1）お手続きの代理店により、保険料のお払込のご案内が異なる場合があります。

特約の一部より	主な内容（詳細につきましては特約集をご参照ください）
法人等契約の被保険者に関する特約	ご契約者が法人（個人事業主を含みます）で、法人の役員または従業員等を被保険者（入居者）とする場合は、ご契約時、この特約により被保険者を特定しない無記名方式でのお引き受けが可能です。被保険者は、保険契約者である法人等の役員または従業員で、生活の本拠として借用戸室に居住する者およびその者と生活の本拠として借用戸室に同居する者(注2)とします。ただし、当会社と締結された他の保険契約における被保険者である者は除きます。 （注2）従業員等と同居する者については、借用戸室の賃貸借契約時またはその入居時に借用戸室の貸主または管理会社等に入居者として通知された者に限ります。
転居に関する特約	すでに当社の保険契約にご加入の被保険者が転居される場合で、転居先においても当社でこの保険契約を新たに締結した場合、転居前と転居後のそれぞれの賃貸借契約が重複している場合に限り、30日間を限度として、転居前借用戸室において生じた保険金支払事由に対しても、転居後の借用戸室にかかわる保険契約において保険金を支払うことができるものとします。
保険証券の発行省略特約	保険契約者が保険契約締結時に、保険契約申込書等により保険証券等(注3)の発行を省略することについて同意した場合、保険証券等の発行を省略します。 （注3）保険契約が成立したときに保険契約者あてに発行する保険証券または保険契約が継続されたときに保険契約者あてに発行する保険契約継続証をいいます。 保険証券等の発行について省略することに同意された保険契約者に対し、当社は契約内容をご確認いただく書面とともに、当社ホームページでもご契約内容を閲覧できるご案内を郵送いたします。

保険金をお支払いする主な場合と、お支払いしない主な場合

概要をご理解いただくため、簡単な内容にしています。実際のお支払いの判定基準は、複合的要素も加味して判定されますので詳しくは「普通保険約款」「特約集」をご参照ください。

損害保険金

借用戸室に収容される被保険者の所有する家財に対する損害

お支払いする主な場合	お支払いしない主な場合
隣室からの出火により、家財に損害が出た。（類焼被害）	地震による火災で家財に損害が出た。
落雷によりテレビやパソコンが壊れた。	窓を閉め忘れて外出してしまい、雨水により家財に損害が出た。
上階の他人の戸室からの漏水により、家財に損害が出た。	マンションの駐車場に駐車していた自動車のフロントガラスにヒビが入っていた。
・空き巣に入られ、家財を盗まれた。(注1) ・マンションの駐輪場から自転車を盗まれた。	駅前の駐輪場に置いていた自転車が盗まれた。

修理費用保険金

借用戸室の損害に対し、賃貸借契約等に基づき、被保険者が自費で修理した場合

お支払いする主な場合	お支払いしない主な場合
竜巻により瓦が飛んできて、窓ガラスが割れた。	地震により窓ガラスが割れた。
直射日光によるガラス内の温度差により、網入り窓ガラスにヒビが入った。(注2)	家具や荷物を運んでいるときに、誤って床や壁を傷つけてしまった。
借用戸室の玄関ドアの鍵穴に異物を詰められ使用不能となった。(注3)	借用戸室内の部屋と部屋の間の仕切りドアのガラスを割ってしまった。

（注1）盗難の場合、警察署への盗難被害の届出が必要です。また、保険の対象により限度額がございますので、普通保険約款等をご参照ください。
（注2）借用戸室の外部と接している窓に、はめ込まれているガラスに限ります。
（注3）警察署への被害の届出が必要です。

借家人賠償責任保険

被保険者が借用戸室に損害を与えたことによる、貸し主に対する損害賠償

お支払いする主な場合	お支払いしない主な場合
タバコの火を消し忘れてしまい、借用戸室を焼失させてしまった。	隣室からの出火により、借用戸室が類焼した。
洗濯機の給水ホースが外れて、借用戸室の床に水濡れ損害を与えてしまった。	水道管の老朽化により水濡れが生じ、借用戸室の床が水浸しになった。
化粧瓶を落として、洗面ボウルを割ってしまった。	部屋の家具を移動したとき、家具が倒れ壁に穴をあけてしまった。
・浴室で転倒し、浴槽にヒビが入ってしまった。 ・誤って便座のフタを破損してしまった。	段差につまづいて、浴室の入口扉を壊してしまった。
ベランダの掃除の際、誤って窓ガラス(注4)を割ってしまった。	結露により、壁や畳にカビが発生してしまった。
借用戸室内で被保険者が亡くなり、借用戸室に損害（消臭、特殊清掃、遺品整理等）を与えてしまった。(注5)	子供が壁に落書きをして汚してしまった。

（注4）借用戸室の外部と接している窓に、はめ込まれているガラスに限ります。熱割れによるよる損害は含みません。
（注5）遺品整理費用のみのご請求はできません。

個人賠償責任保険　被保険者が起した偶然の事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償

お支払いする主な場合
洗濯機のホースが外れ、階下の住人の家財に水濡れ損害を与えてしまった。
キッチンシンクの排水溝に物が詰まった状態でオーバーフローし、階下の住人の家財に水濡れ損害を与えてしまった。
ベランダから物干しざおを落とし、下に駐車していた自動車(他人所有)にキズをつけてしまった。
自転車で、買い物に行く途中、他人に接触してしまいケガを負わせてしまった。
買い物中に誤ってお店の商品を損壊させてしまった。

お支払いしない主な場合
自動車を運転していて、他人の自動車にぶつけてキズをつけてしまった。
共用部分の水道管が老朽化により漏水し、階下の住人の家財に損害が発生した。
友人から借りていたパソコンに、コーヒーをこぼしてしまい壊してしまった。
仕事で訪問先の会社の備品を壊してしまった。
喧嘩をして他人にケガをさせてしまった。

どんな事故が発生しているか

ご注意ください!!
最も多い事故は漏水事故です!!

漏水事故とは、自分の過失により給排水設備から水漏れを起こし、自室や階下に被害を与えた事故などです。

- 洗濯機の排水ホース･給水ホースの接続部が緩んで外れ漏水した。
- 洗濯機の上に設置した棚が落下し、ホースが外れ全開の蛇口から大量の水が漏れた。
- キッチンシンクや浴室の排水口が詰まり、水があふれて漏水した。
- 洗面台や台所の流しの下の収納にたくさん物を押し込みすぎて排水ホースが外れた。



「契約概要」「注意喚起情報」に関するお問い合わせ

セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社　近畿財務局長(少額短期保険)第6号
〒550−0002 大阪市西区江戸堀2丁目1番1号
お客様相談室　フリーダイヤル:0120-576-225
受付時間:月曜日から金曜日　9:30〜17:30(祝日および年末年始などの弊社の休業日を除く)

「賃貸くらし安心保険プラス」重要事項説明書【契約概要・注意喚起情報のご説明】

ご契約前にご理解いただきたい重要な事項が記載されています。必ずお読みいただき、内容をご確認ください。
ご契約者と被保険者（入居者）が異なる場合は、ご契約者から本書面の内容を被保険者にご説明ください。
本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約集をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

Ⅰ 契約概要

ご契約に際して商品内容をご理解いただくため、特にご確認いただきたい重要な事項を記載したものです。
ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約集をご確認ください。

1.商品の仕組み

（1）この保険は、賃貸住宅（以下「借用戸室」といいます。）にお住まいの方を対象として、所有する家財に事故による損害が生じた場合、賃貸借契約に基づき借用戸室の修理費用等を負担した場合、火災や漏水事故等により借用戸室の貸主に対して賠償責任を負担した場合および日常生活において他人に対して賠償責任を負担した場合等を補償するものです。

（2）この保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損害および発生原因を問わず地震等により延焼または拡大して生じた損害は、補償の対象とはなりません。

2.保険金をお支払いする場合

（1）家財補償

借用戸室に収容される被保険者の所有する家財の損害とこれに付随する費用を補償します。

保険金の種類	保険金のお支払いの対象となる事故	お支払いする保険金の額
①損害保険金	（ａ）次に掲げる事故によって保険の対象（家財）について損害が生じたとき （ア）火災 （イ）落雷 （ウ）破裂・爆発	1回の事故につき、家財保険金額を限度に再調達価額（同等の物を再取得するのに必要な額）(注1)を基準として算出した損害の額（以下「損害の額」といいます。）とします。なお、損害が生じた保険の対象を修繕できる場合は修繕費をもって損害の額とします。 （注1）貴金属・宝石・美術品等で、1個または1組の時価額が30万円以下である場合、再調達価額ではなく時価額により算出した額が損害の額となります。 ただし、事故の種類により、別途以下の支払限度額と免責金額（自己負担額）があります
	（エ）風災・雹（ひょう）災・雪災（雨、雪、雹、砂塵（じん）の吹込みによって生じた損害は借用戸室または開口部が直接破損したために生じた損害に限ります。） （オ）水災（再調達価額の30％以上の損害または床上浸水を被った場合）	（エ）・（オ）の事故 1回の事故につき家財保険金額の5％の額を支払限度額とします。
	（カ）借用戸室外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊（雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤（ばい）煙その他これらに類する物による損害、土砂崩れまたは（エ）（オ）の事故による損害を除きます。） （キ）給排水設備の事故・他戸室での事故による水濡れ（（エ）（オ）の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。） （ク）騒じょう労働争議等	
	（ケ）盗難（警察署宛の被害届が受理されたことが条件です。）	（ケ）の事故 1回の事故につき100万円を支払限度額とします。 なお、盗難品を回収できた時は、回収のために要した費用は、盗難によって支払うべき保険金の中に含まれるものとします。
	（コ）（ア）から（ケ）までの事故以外の不測かつ突発的な事故	（コ）の事故 損害の額から免責金額（3万円）を差し引き、かつ1回の事故につき50万円を支払限度額とします。
	（サ）転居する際の運送中における（ア）から（エ）までまたは（カ）から（コ）までの事故	（サ）の事故 1回の事故につき100万円を支払限度額とします(注2)。 （注2）（コ）の事故による損害については、損害の額から免責金額（3万円）を差し引きます。

保険金の種類	保険金のお支払いの対象となる事故	お支払いする保険金の額
		なお、(ア)から(サ)の事故について次の保険の対象は、以下の支払限度額を適用します。 ・時計・財布・かばん:1個または1組につき20万円を支払限度額とします。 ・原動機付自転車・自転車(注3):1台につき10万円を支払限度額とします。 (注3)(コ)の事故により原動機付自転車・自転車に生じた損害は補償対象外です。
	(b)借用戸室内の生活用の通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難(警察署宛の被害届が受理されたことが条件です。加えて、預貯金証書の場合は預貯金先への被害届出および現金が引き出されたことが条件です。)	(b)の事故 ・通貨・乗車券等の盗難:1回の事故につき20万円を支払限度額とします。 ・預貯金証書の盗難:1回の事故につき200万円または家財保険金額のいずれか低い額を支払限度額とします。
②罹災時諸費用保険金	①の損害保険金の支払事由(a)の(ア)から(ク)までの事故によって損害保険金が支払われるとき	損害保険金の5%に相当する額
③残存物取片づけ費用保険金	①の損害保険金の支払事由(a)の(ア)から(コ)までの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出したとき	被保険者が支出した費用の額 ただし、1回の事故につき損害保険金の5%に相当する額を支払限度額とします。
④臨時宿泊費用保険金	①の損害保険金の支払事由(a)の(ア)から(ク)までの事故によって損害保険金が支払われる場合で、その事故によって飲用水、電気もしくはガスの供給停止または排水設備の使用不能の結果として借用戸室に居住することができなくなったため、臨時宿泊費用を支出したとき(ただし、借用戸室が事故発生前の状態に復旧されるまでの間の宿泊費用であり、食事代等の宿泊に付随する費用は含まれません。)	被保険者が支出した費用の額 ただし、1泊につき2万円限度で10泊までとし、1回の事故につき20万円を支払限度額とします。
⑤被災転居費用保険金	①の損害保険金の支払事由(a)の(ア)から(ク)までの事故によって損害保険金が支払われる場合で、その事故によって借用戸室が半損以上の損害を受け、借用戸室に居住できなくなり、次の転居費用を支出したとき (i)転居先の賃貸借契約に必要な費用(ただし、家賃、共益費、敷金、保証金は含まれません。) (ii)転居先への引越し費用	被保険者が支出した費用の額 (i)および(ii)の費用について、1回の事故につき各々20万円を支払限度額とします。

・弊社は、1回の事故について支払うべき①の損害保険金と②から⑤の費用保険金の合計額が家財保険額を超える場合でも、保険金を支払います。
・(1)家財補償と(2)修理費用補償の保険金の合計額が1,000万円を超える場合は、弊社が支払う保険金の額は1,000万円となります。

[家財補償の対象とならない物]
次の物は家財補償の対象とならず、損害が発生しても保険金をお支払いしません。
(ア)自動車(※1)船舶(※2)および航空機
(イ)通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、印紙、切手、乗車券、商品券、チケット類その他これらに類するもの(※3)
(ウ)業務の目的のみに使用される動産
(エ)貴金属・宝石・美術品等で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの
(オ)稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
(カ)動物および植物等
(※1)自動三輪車・自動二輪車を含み、原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものをいいます。)を除きます。
(※2) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
(※3)生活用の通貨、乗車券等または預貯金証書に盗難による損害が生じたときに限り、これを保険の対象として取り扱います。

(2)修理費用補償

事故による借用戸室の修理費用を補償します。

約款の種類	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
普通保険約款	①修理費用保険金	借用戸室に前(1)家財補償の①損害保険金の支払事由(a)の(ア)から(ケ)までの事故(注1)により損害が生じた場合に、被保険者が貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したとき。ただし、借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。 (注1)(1)①(エ)の事故の際において借用戸室またはその開口部が事故により直接破損すること、(1)①(オ)の事故の際に保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じたことまたは借用戸室が床上浸水を被ったことは、支払条件とはしません。	被保険者が実際に支出した修理費用の額 ただし、1回の事故につき、100万円を支払限度額とします。
修理費用補償拡大特約	②修理費用保険金	借用戸室に次のいずれかの損害が生じた場合に、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したとき。ただし、借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。 (i)凍結により生じた借用戸室の専用水道管または給湯器の損害 (ii)借用戸室の窓ガラスの熱割れによる損害	被保険者が実際に支出した修理費用の額 ただし、次の限度があります。 (i)の損害:1回の事故につき、10万円を支払限度額とし、支払回数は保険期間中1回に限ります。 (ii)の損害:1回の事故につき、50万円を支払限度額とします。
	③ドアロック交換費用保険金	借用戸室の玄関ドアの鍵が盗取され、事故の日から180日以内に被保険者がドアロックの交換費用を支出したとき。	被保険者が実際に支出した費用の額 ただし、1回の事故につき、3万円を支払限度額とし、支払回数は保険期間中1回に限ります。
	④ピッキング防止費用保険金	盗難あるいはいたずらによって借用戸室の玄関ドアのロックを解錠または使用不能にされ、事故の日から180日以内に被保険者が同様な事故を防止する目的でドアロックの交換費用もしくは防犯装置の設置費用を支出したとき。	被保険者が実際に支出した費用の額 ただし、1回の事故につき、3万円を支払限度とし、支払回数は保険期間中1回に限ります。

・弊社が同一の事故に対して支払うべき(1)家財補償と(2)修理費用補償の保険金の合計額が1,000万円を超える場合は、弊社が支払う保険金の額は1,000万円となります。

(3)賠償責任補償

借用戸室の貸主や第三者に対する賠償責任を補償します。

約款の種類	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
普通保険約款	①借家人賠償責任保険金	次の事故により借用戸室が損害を受けたため、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき (ア)火災 (イ)破裂または爆発 (ウ)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水による水濡れ	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金および次の費用の合計額 a.損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 b.他人に対して損害賠償請求できる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した費用 c.損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、法律上の損害賠償責任がないと判明したときの、その手段を講じたことによって要した応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用 d.折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
借家人賠償責任補償拡大特約	②借家人賠償責任保険金	次の費用について、被保険者が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき (ア)前①の借家人賠償責任保険金の支払事由に記載の事故以外の不測かつ突発的な事故により、借用戸室の次の部位に生じた損害に対する修理費用 洗面台、便器、浴槽、窓ガラス(注1)、照明機器、IHクッキングヒーターおよびこれらの付属物 (注1)借用戸室の外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限り、熱割れによる損害は含みません。	

約款の種類	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
		(イ)借用戸室内での被保険者の死亡よる借用戸室の修理、清掃または消臭費用 (ウ)前(イ)の費用が生じた場合の被保険者の遺品整理費用	e.損害賠償に関する訴訟について、被保険者が当会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用 ただし、1回の事故につき、以下の額を限度とします。 ①の借家人賠償責任保険金および ③の個人賠償責任保険金:1,000万円 ②の借家人賠償責任保険金:50万円
普通保険約款	③個人賠償責任保険金	日本国内における次の事故による他人の身体の障害または財物の損壊に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したとき (ア)借用戸室の使用または管理に起因する偶然な事故 (イ)被保険者の日常生活(ただし、借用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除く)に起因する偶然な事故	

・弊社が同一の事故に対して支払う保険金の限度額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円となります。

3.保険金をお支払いできない主な場合
「Ⅱ注意喚起情報の5.保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

4.主な特約とその概要
この保険の主な特約とその概要は次のとおりです。以下は特約の一部ですので、他の特約および内容の詳細については、特約集をご確認ください。
(1)法人等契約の被保険者に関する特約
保険契約者が法人等である場合に適用し、この特約により、被保険者の氏名を特定せず、被保険者を「保険契約者の従業員等で生活の本拠として借用戸室に居住する者およびその者と生活の本拠として借用戸室に同居する者(この同居する者とは、借用戸室の賃貸借契約時または入居時に貸主へ通知された者に限る)」とすることができます。
(2)転居に関する特約
被保険者が借用戸室から転居し、転居後も弊社とこの保険の保険契約を新たに締結した場合に適用します。これにより、転居前の借用戸室と転居後の借用戸室の賃貸借契約期間が重複している場合に限り、30日間を限度として転居前の借用戸室において生じた事故に対しても、転居後の借用戸室にかかわる保険契約において保険金を支払うことができます。
(3)保険証券の発行省略特約
保険契約者が保険契約締結時に保険契約申込書等により保険証券等の発行を省略することについて同意した場合に適用します。この場合、弊社は保険証券等の発行を省略し、弊社のウェブサイト上の保険契約者ごとの特定ページに保険契約の内容を表示し、これを保険証券等の記載事項として取り扱います。

5.保険期間および満期継続、保険責任の開始時期
この保険の保険期間は、1年間または2年間です。
保険証券記載の保険期間の初日の午前0時より、保険責任が開始します。ただし、保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。
保険期間の満了に際しては、保険期間満了日の30日前までに継続のご案内を送付します。継続のご案内に際し、特段のお申出がない場合には、継続案内に記載したとおり、保険契約を継続させていただきます。ただし、普通保険約款に定める期日までに継続契約の保険料をお支払いいただけなかった場合は、保険契約は継続されなかったものとします。

6.引受条件(契約プラン)と保険料について
家財保険金額と保険料は契約プランによって決定されます。契約プランの選択にあたっては、「家財保険金額設定の目安」等をご参考としてください。
実際にご契約いただく保険金額については、保険契約申込書にてご確認ください。
なお、家財の再調達価額を上回って家財保険金額を設定いただいても、保険金の支払額は家財の再調達価額が限度となり、また、家財の再調達価額を下回って家財保険金額を設定いただいた場合には、損害額の全額が支払われないことがあります。
・想定外の事象等が発生した場合には、弊社は保険金額の減額または保険金の削減を行うことがあります。「Ⅱ注意喚起情報の11.その他法令などでご注意いただきたい事項について」をご確認ください。

7.保険料について
保険料のお支払いについては、保険契約申込書により指定された方法で、ご選択いただいた契約プランの保険料の全額を一括してお支払いください。
・想定外の事象等が発生した場合には、弊社は保険料の増額を行うことがあります。「Ⅱ注意喚起情報の11.その他法令などでご注意いただきたい事項について」をご確認ください。

8.満期返戻金・契約者配当金
この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

9.解約時の保険料の返還について
保険期間の中途において保険契約を解約される場合、ご契約の保険期間のうち、未経過期間に対応する保険料を普通保険約款に記載の弊社所定の方法により計算し、ご契約者に返還します。
転居等により保険契約を解約される場合は、お早めに取扱代理店または弊社までご連絡ください。

Ⅱ 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者に不利益となることがある場合等、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。詳細につきましては、普通保険約款および特約集をご確認ください。

1.クーリングオフ(申込みの撤回等)について
ご契約の申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。
クーリングオフは、ご契約を申込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内(消印有効)であれば行うことができます。
クーリングオフの手続きは、取扱代理店ではできませんので、下記弊社宛に下記記載事項を記載していただき、必ず郵便にてご通知ください。

《宛先》
〒550−0002大阪市西区江戸堀2丁目1番1号
セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社 行
《記載事項》
①クーリングオフする旨の記載　②ご契約者の氏名(押印)、住所、連絡先電話番号　③契約申込年月日
④管理番号、証券番号または領収証番号　⑤取扱代理店名

クーリングオフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料はすみやかにお返しします。また、弊社および弊社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

2.告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)
ご契約者または被保険者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項について、事実を正確に告知していただく義務(告知義務)があります。記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。特にご契約者の氏名・住所、被保険者の氏名・生年月日、借用戸室の所在地・用途、他の保険契約等(支払事由が同一の他の保険契約または共済契約)の有無等にご注意ください。

3.通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項)
(1)ご契約者または被保険者には、ご契約後に契約内容に次のいずれかに該当する変更が生じた場合には、遅滞なく、弊社にご通知いただく義務(通知義務)があります。
① 借用戸室の用途を変更したこと。
② 借用戸室に被保険者が居住しなくなったこと。
③ 保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更したこと。
④ ①から③のほか、申込書により告知事項として指定された事項に変更が生じたこと。
(2)(1)の事実の発生によってこの保険の引受範囲を超えることとなった場合には、弊社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができ、また、この場合に(1)の事実に基づいて発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。

4.保険責任の開始期
「Ⅰ契約概要の5.保険期間および満期継続、保険責任の開始時期」をご参照ください。

5.保険金をお支払いできない主な場合
次に掲げる事由によって生じた損害および次に掲げる損害に対しては、保険金をお支払いしません。主な場合のみを記載していますので、これに限らず保険金を支払できない場合が他にもあります。詳しくは、普通保険約款および特約集の「保険金を支払わない場合」をご参照ください。

各補償共通	賠償責任補償
・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ・地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によって生じた損害	・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任（借家人賠償責任保険金の支払事由に該当する場合は除く） ・被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失 ・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ・航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、住宅の機能に直接関係のない損害 ・不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害 ・被保険者が借用戸室を退去により貸主に明け渡す際の借家人賠償責任保険金の支払事由に記載の損害以外の原状回復費用
家財補償	
・保険契約者または被保険者の重大な過失 ・保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ・事故の際における保険の対象の紛失または盗難 ・保険の対象が屋外にある間に生じた事故	
修理費用補償	
・保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主の重大な過失または法令違反 ・保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主の所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ・自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質 ・壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部に生じた損害 ・玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、郵便受、宅配ボックス等共同に利用される物に生じた損害	

6.保険料の払込猶予期間等について

保険料の払込方法（経路）が口座振替払いの場合には、弊社の定める保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、ご契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。この期間内に保険料の払込みがない場合、保険契約は不成立となります。

7.保険契約の失効

保険契約締結の後、借用戸室に係る賃貸借契約が終了した場合は、終了した時に保険契約は失効します。この場合、その後に生じた事故は保険金の支払い対象とはなりません。

8.事故が発生した場合について

（1）この保険で補償される事故が発生した時は、遅滞なく下記の弊社事故受付センターまでご連絡ください。
（2）火災、漏水等の事故が発生した場合には、損害のあった物の確認が必要となりますので、弊社が損害の調査を実施する前に損害品を処分をされないようにご注意ください。
（3）保険金を請求する権利は、支払事由が生じた日（賠償事故については賠償額が確定した日）の翌日から3年が経過すると時効により消滅しますのでご注意ください。
（4）賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。
（5）家財補償の損害保険金の支払額が1回の事故につき、家財保険金額に達した場合には、その保険金支払の原因となった損害が発生した時に保険契約は終了します。この場合を除き、弊社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は復元し、減額することはありません。

事故が起こった場合のご連絡先
事故受付センター　フリーダイヤル 0120-323-671（24 時間 365 日対応）

9.補償重複について

ご契約者または被保険者が契約されている他社の保険契約等（共済契約、または異なる保険種類の特約を含みます。）に、すでにこの保険と同種の補償がある場合、補償重複となります。この場合、補償が重複していても保険金は二重には支払われず、保険料が無駄になることがありますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえで、ご契約ください。（注）

＜補償が重複する可能性のある主な特約の例＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任補償	自動車保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約
借家人賠償責任補償	傷害保険の借家人賠償責任補償特約

（注）1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

10.少額短期保険業者が引受可能な保険契約について
弊社は財務局に登録された少額短期保険業者として次の①から③までの全てに該当する保険の引受けを行っています。
①保険期間は2年以内
②1被保険者についての保険金額の合計額が法令に定める金額以下
(この保険においては、家財補償・修理費用補償:1,000万円、賠償責任補償:1,000万円）以下
③1保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下

11.その他法令などでご注意いただきたい事項について
(1)保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生し、保険期間満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合には、弊社の定めるところにより保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
(2)保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生等により保険金の支払事由の発生が集積し、弊社の経営維持に重大な影響を及ぼすと特に認めたときは、弊社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。
(3)弊社は、保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、継続時に保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
(4)この保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、弊社は、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

12. 少額短期保険業者が経営破たんした場合
少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置の対象とはなりません。また、この保険は保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約には該当しません。

13.指定紛争解決機関について
弊社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存です。
なお、お客様の必要に応じ、弊社が契約する指定紛争解決機関の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。
「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
〒104－0032　東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2 階
Tel 0120-821-144　Fax 03-3297-0755
受付時間:9:00 ～12:00、13:00 ～17:00　受付日: 月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

14.支払時情報交換制度
弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
・本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。
http://www.shougakutanki.co.jp/

「契約概要」「注意喚起情報」に関するお問い合わせ
ご相談・苦情・お問い合わせは

セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社　近畿財務局長(少額短期保険)第6号
〒550－0002 大阪市西区江戸堀2丁目1番1号
お客様相談室　フリーダイヤル：0120-576-225
受付時間：月曜日から金曜日　9：30～17：30（祝日および年末年始などの弊社の休業日を除く）

個人情報に関するお取扱いについて

弊社は、個人情報の保護が重要な責務であることを深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）およびその他関連法令を遵守した業務運営を行い、その運営方針を定め、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全かつ確実な管理を行います。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内かつ適法で公正な方法により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

弊社は個人情報を次の目的のために利用します。ご本人の同意なく、これらの目的以外に利用することはありません。これらの目的を変更する場合には、ご本人に通知またはホームページ等により公表します。

(1)保険契約の引受・維持・管理
(2)保険金の支払い
(3)再保険契約の締結および再保険金の請求
(4)弊社および提携先・委託先の情報提供および商品・サービスの案内
(5)商品・サービスの改善等のためのアンケート等の実施
(6)その他、上記(1)から(5)に付随する業務および弊社の業務運営を適切かつ円滑に行うための業務

3. 個人情報の第三者への提供

弊社は、以下の場合において、個人情報を第三者に提供します。

(1)ご本人が同意されている場合
(2)利用目的の範囲内で業務を委託する場合（弊社代理店を含む）
(3)適正な保険金支払いのため、保険事故の関係者へ提供する場合
(4)保険金支払いの健全な運営のため、他の保険業に関連する企業・団体・協会等へ提供する場合
(5)再保険契約の締結のため、再保険会社へ提供する場合
(6)法令に基づく場合

4. 個人情報の安全管理

弊社は個人情報の紛失・漏えいなどの防止およびその他個人情報保護のための体制を整備し、個人情報の安全な管理に努めます。

また、弊社が外部に個人情報の取扱いを委託する場合、個人情報の保護に関する措置が十分な委託先を選定し、委託後の業務遂行につきまして適切に管理します。

5. 収集する個人情報の種類

弊社は保険契約の締結、維持管理、商品・サービスの案内および提供に必要となるご本人の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号などの個人情報を収集・保管いたします。

6. センシティブ情報の取扱い

業務遂行上必要な範囲に限り、センシティブ情報の取得、利用、第三者への提供を行います。

7. 個人情報の開示、訂正、利用停止等

弊社は個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、弊社所定の手続きにて対応いたします。

なお、個人情報の開示には弊社所定の手数料をいただくことがあります。

8. 電話での個人情報の取扱いについて

弊社は業務の運営管理・サービスの充実等のため、お客様と弊社のコールセンター（委託先を含む）とのお取引やお問合せに関する内容を記録または録音させていただく場合があります。

「賃貸くらし安心保険プラス」普通保険約款　目次

＜用語の定義＞
第 1 章　物保険（家財補償）条項……18ページ

第 1 条　保険の対象の範囲
第 2 条　損害保険金を支払う場合-保険の対象に生じた事故
第 3 条　損害保険金を支払う場合-
　　通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難
第 4 条　費用保険金を支払う場合
第 5 条　損害保険金を支払わない場合
第 6 条　損害保険金の支払額-保険の対象に生じた事故の場合
第 7 条　損害保険金の支払額-
　　通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難の場合
第 8 条　費用保険金の支払額
第 9 条　保険金の支払限度額

第 2 章　修理費用保険条項……23ページ

第10条　修理費用保険金を支払う場合
第11条　修理費用保険金を支払わない場合
第12条　修理費用保険金の支払額

第 3 章　賠償責任保険条項……25ページ

第13条　借家人賠償責任保険金を支払う場合
第14条　個人賠償責任保険金を支払う場合
第15条　賠償責任保険金を支払わない場合
第16条　賠償責任保険金の支払範囲
第17条　賠償責任保険金の支払額

第 4 章　基本条項……27ページ

第18条　保険責任の始期および終期
第19条　告知義務
第20条　通知義務
第21条　保険契約の無効等
第22条　保険契約の失効
第23条　保険契約の取消し
第24条　保険契約者による保険契約の解約
第25条　重大事由による保険契約の解除
第26条　保険契約解除の効力
第27条　家財保険金額の調整
第28条　保険料の返還-無効または失効の場合
第29条　保険料の返還-取消しの場合
第30条　保険料の返還-解約の場合
第31条　保険料の返還-解除の場合
第32条　保険料の返還-家財保険金額の調整の場合
第33条　事故の発生
第34条　損害防止義務および損害防止費用
第35条　保険金の請求
第36条　保険金の支払時期
第37条　先取特権
第38条　時効
第39条　保険金支払後の保険契約
第40条　他の保険契約等がある場合の保険金の支払額
第41条　保険金の削減払いおよび保険料の増額または保険金の削減
第42条　代位
第43条　残存物および盗難品の帰属
第44条　保険契約の継続
第45条　継続時の保険料の増額または保険金額の減額
第46条　保険契約の継続を引き受けない場合
第47条　訴訟の提起
第48条　準拠法

「賃貸くらし安心保険プラス」特約集　目次

修理費用補償拡大特約……36ページ

第 1 条　この特約の適用条件
第 2 条　修理費用保険金を支払う場合
第 3 条　費用保険金を支払う場合
第 4 条　保険金を支払わない場合
第 5 条　修理費用保険金の支払額
第 6 条　費用保険金の支払額
第 7 条　普通保険約款との合計支払限度額
第 8 条　準用規定

借家人賠償責任補償拡大特約……37ページ

第 1 条　この特約の適用条件
第 2 条　借家人賠償責任保険金を支払う場合
第 3 条　借家人賠償責任保険金を支払わない場合
第 4 条　借家人賠償責任保険金の支払範囲
第 5 条　借家人賠償責任保険金の支払額
第 6 条　普通保険約款との合計支払限度額
第 7 条　準用規定

保険料の口座振替払特約　　＜略＞

保険料のクレジットカード払い特約　＜略＞

保険料のコンビニエンスストア払特約……40ページ

＜用語の定義＞
第 1 条　この特約の適用条件
第 2 条　保険料の払込み
第 3 条　準用規定

賠償事故直接請求特約……40ページ

＜用語の定義＞
第 1 条　損害賠償請求権者の直接請求権
第 2 条　損害賠償金の請求
第 3 条　保険金の支払時期
第 4 条　損害賠償請求権の行使期限
第 5 条　準用規定

法人等契約の被保険者に関する特約……43ページ

第 1 条　この特約の適用条件
第 2 条　被保険者の範囲
第 3 条　準用規定

インターネット等による契約手続き特約

第 1 条　この特約の適用条件
第 2 条　保険契約の申込み
第 3 条　保険料の払込方法
第 4 条　保険料不払いによる保険契約の不成立
第 5 条　準用規定

転居に関する特約　　＜略＞

保険証券の発行省略特約……44ページ

第 1 条　この特約の適用条件
第 2 条　保険証券発行の省略
第 3 条　保険契約者からの請求による保険証券の発行
第 4 条　準用規定

賃貸くらし安心保険プラス普通保険約款

＜用語の定義＞
この約款およびこの約款に付帯される特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途定義のある場合は、この限りではありません。

用　語	定　義
保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
被保険者	借用戸室に入居する次の者（注）をいいます。 （1）保険証券記載の被保険者 （2）生活の本拠として借用戸室に保険証券記載の被保険者と同居する者。ただし、借用戸室の賃貸借契約時またはその入居時に借用戸室の貸主または管理会社等に入居者として通知された者に限り、また、当会社と締結された他の保険契約における保険証券記載の被保険者である者を除きます。 （注）（1）または（2）に該当する者が責任無能力者である場合には、第3章賠償責任保険条項の被保険者には含みません。
借用戸室	賃貸借契約書等において、借主が「居住の目的」で借用した物件で、保険の対象を収容する保険証券記載の借用戸室（注）をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。 （注）一戸建を含みます。
親　族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険の対象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当会社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額をいいます。
家財保険金額	保険証券に記載の家財補償の保険金額をいいます。
修理費用保険金額	保険証券に記載の修理費用補償の保険金額をいいます。
借家人賠償責任保険金額	保険証券に記載の借家人賠償責任補償の保険金額をいいます。
個人賠償責任保険金額	保険証券に記載の個人賠償責任補償の保険金額をいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭であって、損害保険金、罹災時諸費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、臨時宿泊費用保険金、被災転居費用保険金、修理費用保険金、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金ならびにこの普通保険約款に付帯される特約により支払われるべき保険金をいいます。
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって、損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
損害	事故により被保険者が受ける経済的な不利益をいい、消防または避難に必要な処置によって生じたものを含みます。
再調達価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいい、再調達価額から経過年数や使用による消耗分を差し引きます。
財物の損壊	有体物の滅失、破損または汚損をいい、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。

用　語	定　　義
身体の障害	傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいいます。
貸主	賃貸借契約等の賃貸人をいい、転貸人を含みます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
雪災	豪雪、なだれ等による雪災をいいます。なお、融雪洪水は雪災に該当しません。
風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災をいいます。なお、洪水、高潮等は風災に該当しません。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
暴動	群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
騒じょうおよびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
乗車券等	鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、宿泊券、観光券および旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
貴金属・宝石・美術品等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項（注）のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。　（注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（注）をいいます。 （注）当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
他の保険契約等	この保険契約で保険金支払の対象とする損害と、同一の損害を保険金支払の対象とする他の保険契約または共済契約をいいます。

第１章　物保険（家財補償）条項

第1条（保険の対象の範囲）

（1）本条項における保険の対象は、借用戸室に収容され、かつ、被保険者の所有する家財（注）とします。

（注）第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（7）に規定する運送中の家財を含みます。

（2）次に掲げる物は、保険の対象には含まれません。

①自動車（注1）船舶（注2）および航空機

②通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、印紙、切手、乗車券、商品券、チケット類その他これらに類するもの（注3）

③業務の目的のみに使用される動産

④貴金属・宝石・美術品等で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの

⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

⑥動物および植物等

（注1）自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。

（注2）ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

（注3）生活用の通貨、乗車券等または預貯金証書に第3条（損害保険金を支払う場合ー通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難）の盗難による損害が生じたときに限り、これを保険の対象として取り扱います。

(3)次に掲げるもののうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
①畳、建具その他これらに類するもの
②電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち借用戸室に付加したもの
③浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類するもののうち借用戸室に付加したもの
④換気扇、自動温水器、ルームクーラーその他これらに類する器具のうち借用戸室に付加したもの

第2条(損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故)

(1)当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。
①火災
②落雷
③破裂または爆発

(2)当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害を受けた場合には、その損害(注)に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。
①風災
②雹(ひょう)災
③雪災
(注)雨、雪、雹(ひょう)または砂塵(じん)の吹込みによって生じた損害については、借用戸室またはその開口部が①から③までの事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。

(3)当会社は、水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象を収容する借用戸室ごとに、それぞれ行います。
①保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
②①に該当しない場合において、借用戸室が、床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき。

(4)当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。
①借用戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵(じん)、煤(ばい)煙その他これらに類するものの落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(2)もしくは(3)の事故による損害を除きます。
②次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水(注)による水濡れ。ただし、(2)もしくは(3)の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
ア.給排水設備に生じた事故
イ.被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
③騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
(注)水が溢(あふ)れることをいいます。

(5)当会社は、盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が盗難の発生を知った後直ちに警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

(6)当会社は、(1)から(5)までの事故および次条の事故以外の、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。

(7)当会社は、被保険者が転居する際、保険の対象を借用戸室から転居先(注1)の住宅に運送中(注2)において、(1)、(2)または(4)から(6)までの事故によって保険の対象に生じた損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。
(注1)日本国内に限ります。
(注2)借用戸室において運送用具への積込み作業に着手した時に始まり、転居先での荷卸し作業を終了した時までとし、運送業者による運送に付随する一時保管を含むものとします。

第3条（損害保険金を支払う場合ー通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難）

当会社は、借用戸室内において生活の用に供する次のいずれかに該当するものの盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、損害保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が盗難の発生を知った後直ちに警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

①通貨

②乗車券等

③預貯金証書。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、さらに次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

ア.保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

イ.盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。また、現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能（注）を他人に不正使用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合を含みます。

（注）日本デビットカード推進協議会に加盟する金融機関が発行したキャッシュカードにより預貯金口座から代金を即時に引き落とす決済機能をいいます。

第4条（費用保険金を支払う場合）

（1）当会社は、第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（1）から（4）までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、罹災時諸費用保険金を支払います。

（2）当会社は、第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（1）から（6）までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

（3）当会社は、第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（1）から（4）までの損害保険金が支払われる場合において、その事故によって飲用水、電気もしくはガスの供給停止または排水設備の使用不能の結果として、借用戸室に居住することができなくなったために被保険者が支出した臨時宿泊費用（注1）（注2）に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、臨時宿泊費用保険金を支払います。

（注1）借用戸室が事故発生直前の状態に復旧されるまでの間の宿泊費用に限ります。

（注2）食事代等の宿泊に付随する費用は除きます。

（4）当会社は、第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（1）から（4）までの損害保険金が支払われる場合において、その事故によって借用戸室が半損以上(注1)の損害を受け、借用戸室に居住できなくなった結果として、被保険者が支出した次の転居費用に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、被災転居費用保険金を支払います。

①転居先の賃貸借契約に必要な費用(注2)

②転居先への引越し費用

（注1）主要構造部の損害の額がその再調達価額の20%以上となった場合または借用戸室の損害を被った部分の床面積の延床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

（注2）礼金および仲介手数料等の費用をいい、次の費用は除きます。

ア.家賃および共益費

イ.敷金、保証金その他賃貸借契約終了時に返還される一時金

第5条（損害保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。

①保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③保険契約者または被保険者（注1）が所有（注3）または運転（注4）する車両またはその積載物の衝突または接触。ただし、これらの事故によって第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（7）に規定する運送中の保険の対象について生じた損害に対しては、損害保険金を支払います。

④第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（1）から（4）までの事故もしくは（6）の事故の際における保険の対象の紛失または盗難

⑤保険の対象が借用戸室の屋外にある間に生じた第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（1）から（6）までの事故。ただし、同条（1）、（2）または（4）から（6）までの事故によって同条（7）に規定する運送中の保険の対象について生じた損害に対しては、損害保険金を支払います。

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

（注4）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、損害保険金を支払いません。

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

②地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染されたもの（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1）①から③までの事由によって発生した第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（1）から（6）までの事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条（1）から（6）までの事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

（3）当会社は、（1）または（2）に掲げる損害のほか、第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（6）の事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しても、同条（6）の損害保険金を支払いません。

①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害

②保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、損害保険金を支払います。

③保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害に対しては、損害保険金を支払います。

④保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害

⑤保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

⑥保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害

⑦不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害

⑧保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害

⑨詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害

⑩土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害

⑪保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、損害保険金を支払います。

⑫保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害

ア.弦（注1）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、損害保険金を支払います。

イ.音色または音質の変化

⑬義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するものについて生じた損害

⑭携帯電話（注2）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品について生じた損害
⑮携帯式電子機器（注3）およびこれらの付属品について生じた損害
⑯ラジオコントロール模型およびその付属品について生じた損害
⑰自転車および原動機付自転車（注4）ならびにこれらの付属品について生じた損害
⑱ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィンその他これらに類するものおよびこれらの付属品について生じた損害
（注1）ピアノ線を含みます。
（注2）PHSを含みます。
（注3）ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等をいいます。
（注4）総排気量が125cc以下のものをいいます。

第6条（損害保険金の支払額ー保険の対象に生じた事故の場合）

（1）当会社が、第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）の損害保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額によって定めます。ただし、保険の対象の損害を修繕することができる場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費をもって損害の額とします。

（2）盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、保険の対象の再調達価額を限度とし、回収のために支出した必要な費用は、（1）の損害の額に含まれるものとします。

（3）保険の対象が貴金属・宝石・美術品等で、1個または1組の時価額が30万円以下である場合は、（1）の規定にかかわらず、損害保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象の時価額によって定めます。

（4）保険の対象が貴金属・宝石・美術品等で、1個または1組の時価額が30万円以下である場合で、1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、（3）の規定によって損害の額を決定します。

（5）保険の対象が貴金属・宝石・美術品等で、1個または1組の時価額が30万円以下である場合は、（2）の規定にかかわらず、盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、保険の対象の時価額を限度とし、回収のために支出した必要な費用は、（3）の損害の額に含まれるものとします。

（6）当会社が支払う損害保険金の支払額および支払限度額は、次表に定めるとおりとします。

	事故の種類	支払額	支払限度額
①	第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（1）および（4）の事故	損害の額	1回の事故につき、家財保険金額限度
②	第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（2）および（3）の事故	損害の額	1回の事故につき、家財保険金額の5％に相当する額を限度
③	第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（5）の事故	損害の額	1回の事故につき、100万円限度
④	第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（6）の事故	損害の額ー3万円（免責金額）	1回の事故につき、50万円限度
⑤	第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（7）の事故	事故の種類(注)ごとに前①から④までの支払額と支払限度額の規定により、算出した額。ただし、1回の事故につき、100万円限度	

（注）第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（3）の事故は除きます。

（7）（6）の規定にかかわらず、保険の対象のうち、次表に掲げる物に生じた損害に対する損害保険金の支払については、1回の事故につき、次表に記載の限度額を適用します。

①	時計・財布・かばん	1個または1組につき20万円限度
②	原動機付自転車・自転車（注）	1台につき10万円限度

（注）第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（6）の事故により原動機付自転車または自転車に生じた損害は、損害保険金の支払対象とはなりません。

第7条（損害保険金の支払額ー通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難の場合）

（1）第3条（損害保険金を支払う場合ー通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難）①の生活の用に供する通貨または②の生活の用に供する乗車券等の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、20万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として支払います。

（2）第3条（損害保険金を支払う場合ー通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難）③の生活の用に供する預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、200万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として支払います。

第8条（費用保険金の支払額）

当会社が第4条（費用保険金を支払う場合）の費用保険金として支払う額は、次表に定めるとおりとします。

費用保険金の種類	支払額	支払限度額
第4条（費用保険金を支払う場合）（1）の罹災時諸費用保険金	損害保険金の5%に相当する額	—
第4条（費用保険金を支払う場合）（2）の残存物取片づけ費用保険金	被保険者が支出した費用の額	1回の事故につき、損害保険金の5%に相当する額を限度
第4条（費用保険金を支払う場合）（3）の臨時宿泊費用保険金	被保険者が支出した費用の額	1泊につき2万円限度で10泊までとし、1回の事故につき、20万円限度
第4条（費用保険金を支払う場合）（4）の被災転居費用保険金	被保険者が支出した費用の額	第4条（費用保険金を支払う場合）（4）①および②の費用について、1回の事故につき、各々20万円限度

第9条（保険金の支払限度額）

（1）当会社は、1回の事故について支払われるべき損害保険金(注1)と費用保険金(注2)との合計額が家財保険金額を超える場合でも、保険金を支払います。

（注1）第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）および第3条（損害保険金を支払う場合ー通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難）の損害保険金をいいます。以下、同様とします。

（注2）第4条（費用保険金を支払う場合）の罹災時諸費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、臨時宿泊費用保険金および被災転居費用保険金をいいます。以下、同様とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、1回の事故について支払われるべき損害保険金、費用保険金および第10条(修理費用保険金を支払う場合)の修理費用保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、当会社が支払う保険金の額は、これらのすべての保険金を合計して1,000万円とします。

第2章　修理費用保険条項

第10条（修理費用保険金を支払う場合）

当会社は、借用戸室に第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（1）から（5）までの事故（注1）または第3条（損害保険金を支払う場合ー通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難）の事故による損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用(注2)に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、第3章賠償責任保険条項の借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

（注1）第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（2）の事故の際において借用戸室またはその開口部が事故により直接破損することおよび同条（3）の事故の際において保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じることまたは借用戸室が床上浸水を被ることは、修理費用保険金の支払条件とはしません。

（注2）借用戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限ります。

第11条（修理費用保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、前条の修理費用保険金を支払いません。

①保険契約者、被保険者（注1）、借用戸室の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③保険契約者、被保険者（注1）または借用戸室の貸主が所有（注3）または運転（注4）する車両またはその積載物の衝突または接触

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

（注4）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、前条の修理費用保険金を支払いません。

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

②地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染されたもの（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

④①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑤③以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）①から⑤までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

（3）当会社は、（1）または（2）に掲げる損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても、前条の修理費用保険金を支払いません。

①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払います。

②借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、修理費用保険金を支払います。

③借用戸室の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払います。

④借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害

⑤借用戸室に対する加工（注）、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

⑥借用戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、借用戸室の機能に直接関係のない損害

⑦不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害

⑧詐欺または横領によって借用戸室に生じた損害

⑨土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害

⑩電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借用戸室の他の部分と同時に損害を受けた場合は、修理費用保険金を支払います。

⑪被保険者が借用戸室を退去により貸主に明け渡す際の前条に記載の損害以外の原状回復費用

⑫借用戸室の次に掲げる物に生じた損害

ア.壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

イ.借用戸室に設置された感知器類

ウ.玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、玄関入口の郵便受、宅配ボックス・宅配ロッカー、門、塀、垣、給水塔等の共同に利用される物

エ.保険の対象を収容する建物の屋外設備・装置としての門、塀、垣、電気・ガスの供給設備、送信・受信設備、配管設備その他これらに類する物

（注）借用戸室の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。

第12条（修理費用保険金の支払額）

（1）当会社が、第10条（修理費用保険金を支払う場合）の修理費用保険金として支払うべき額は、被保険者が実際に支出した修理費用の額とします。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、修理費用保険金には、第9条（保険金の支払限度額）に規定する、第1章物保険（家財補償）条項の保険金との1回の事故あたりの合計支払限度額が適用されます。

第3章　賠償責任保険条項

第13条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により借用戸室が損壊した場合において、被保険者が借用戸室の使用または管理につき、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、借家人賠償責任保険金を支払います。

①火災

②破裂または爆発

③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢（いっ）水による水濡れ

第14条（個人賠償責任保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、日本国内において生じた次のいずれかに該当する事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この章および第4章基本条項の規定に従い、個人賠償責任保険金を支払います。

①借用戸室の使用または管理に起因する偶然な事故

②被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

（注）借用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第15条（賠償責任保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償責任保険金（注1）を支払いません。

①保険契約者、被保険者（注2）またはこれらの者の法定代理人の故意

②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染されたもの（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金をいいます。以下、同様とします。

（注2）保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

②専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

③被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

④被保険者の使用人（注2）が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、第13条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の損害賠償責任に対しては、借家人賠償責任保険金を支払います。
⑦被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任
⑧被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑨被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑩航空機、船舶（注3）、車両（注4）または銃器（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
（注1）借用戸室の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
（注2）被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
（注3）原動力が専ら人力であるものを除きます。
（注4）原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフカートを除きます。
（注5）空気銃を除きます。

（3）当会社は、（1）または（2）に掲げる損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても、賠償責任保険金を支払いません。
①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
②借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
③借用戸室の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
④借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
⑤借用戸室に対する加工（注）、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
⑥借用戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、住宅の機能に直接関係のない損害
⑦不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
⑧詐欺または横領によって借用戸室に生じた損害
⑨土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑩電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借用戸室の他の部分と同時に損害を受けた場合は、保険金を支払います。
⑪被保険者が借用戸室を退去により貸主に明け渡す際の第13条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金の支払事由に記載の損害以外の原状回復費用
（注）住宅の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。

第16条（賠償責任保険金の支払範囲）
当会社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。
①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金（注）
②損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
④損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
⑤損害賠償責任を負担することによって被る損害の原因となった事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑥損害賠償に関する訴訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用
（注）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が取得するものがあるときは、その価額をこれから差し引きます。

第17条（賠償責任保険金の支払額）

（1）当会社が支払う賠償責任保険金の支払額および支払限度額は次表に定めるとおりとします。

保険金の種類	支払額	支払限度額
借家人賠償責任保険金	前条①から⑥までの金額の合計額	1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額を限度
個人賠償責任保険金	前条①から⑥までの金額の合計額	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度

（2）（1）の規定にかかわらず、当会社が1回の事故に対して支払う賠償責任保険金の限度額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円とします。

第4章　基本条項

第18条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険責任は、保険期間の初日の0時（注）に始まり、末日の24時に終わります。
（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（3）保険料は保険期間の初日までに払い込むものとします。なお、保険契約申込書の保険期間の初日が未記入または保険料の領収日以前の場合は、保険料領収日を保険期間の初日とします。

（4）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第19条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
①（2）に規定する事実がなくなった場合
②当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
③保険契約者または被保険者が、保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
⑤保険媒介者が、保険契約者または被保険者が事実を告げることを妨げた場合
⑥保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、事実を告げないことまたは事実と異なることを告げることを勧めた場合
（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこと、もしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

（4）（3）⑤および⑥の規定は、（3）⑤および⑥に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

（5）（2）の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第26条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（6）（5）の規定は、（2）に規定する事実に基づかずに発生した保険金を支払うべき損害については適用しません。

第20条（通知義務）

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

①借用戸室の用途を変更したこと。
②借用戸室に被保険者が居住しなくなったこと。
③保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更したこと。
④①から③までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。
（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

（2）（1）の事実の発生によってこの保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第26条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）（3）の規定は、（2）に規定する解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害については適用しません。

第21条（保険契約の無効等）

（1）保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

（2）当会社は、保険期間の初日までに保険料が払い込まれない場合、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を不成立とします。

第22条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、借用戸室に係る賃貸借契約が終了した場合は、終了した時にこの保険契約は失効し、その後に生じた事故に対しては、当会社は保険金を支払いません。

第23条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第24条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、保険契約を将来に向かって解約することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この権利は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第25条（重大事由による保険契約の解除）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者の住所に対する書面による通知をもって、この保険契約(注1)を解除することができます。

①保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき。

ア.反社会的勢力(注2)に該当すると認められること。

イ.反社会的勢力(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ.反社会的勢力(注2)を不当に利用していると認められること。

エ.法人である場合において、反社会的勢力(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ.その他反社会的勢力(注2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注1）この保険契約の被保険者が複数である場合は、解除する部分は、上記の①から④までにおいて、該当する被保険者に係る部分とします。（ただし、上記の①から④において、保険契約者が該当する場合を除きます。）

（注2）暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2)(1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第26条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3)保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の損害については適用しません。

①(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

②(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第26条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第27条(家財保険金額の調整)

(1)保険契約締結の際、家財保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2)保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、家財保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第28条(保険料の返還ー無効または失効の場合)

(1)第21条(保険契約の無効等)(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2)第22条(保険契約の失効)の規定により保険契約が失効となる場合には、当会社は、第30条(保険料の返還ー解約の場合)の規定を準用して保険料を返還します。

第29条(保険料の返還ー取消しの場合)

第23条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第30条(保険料の返還ー解約の場合)

(1)第24条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。

返還保険料＝　保険料 ー(保険料×既経過期間に応じた別表1に掲げる短期料率)

(2)保険期間が1年を超える保険契約の場合においては、解約のあった日の属する契約年度(注)に対する保険料については、(1)の規定によることとし、その後の契約年度(注)に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

(注)保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第31条(保険料の返還ー解除の場合)

第19条(告知義務)(2)、第20条(通知義務)(2)または第25条(重大事由による保険契約の解除)(1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第32条(保険料の返還ー家財保険金額の調整の場合)

(1)第27条(家財保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡(さかのぼ)って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2)第27条(家財保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が家財保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する家財保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表1に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3)保険期間が1年を超える保険契約の場合において、第27条(家財保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求したときは、その請求のあった日の属する契約年度(注)に対する保険料については(2)の規定によることとし、その後の契約年度(注)に対する保険料については、その保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料を返還します。

(注)保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第33条(事故の発生)

(1)保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、その内容ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2)保険契約者または被保険者は、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちに書面をもってこれを当会社に通知しなければなりません。

（3）保険契約者または被保険者は、他人から損害の賠償または金融機関からの補償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとらなければなりません。
（4）保険契約者または被保険者は、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。
（5）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）から（4）までの義務を履行しなかった場合は、当会社は、（1）または（2）の場合はそれによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うものとし、（3）の場合は賠償または補償を受けることができたと認められる額を、（4）の場合は損害賠償責任がないと認められる額を、それぞれ差し引いた残額を損害の額とみなします。
（6）当会社は、事故または損害が発生した場合は次のことを行うことができます。
①保険の対象、借用戸室、建物または敷地内を調査すること。
②当会社が必要と認めたときは、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償責任の解決に当たること。
（7）（6）②の遂行について、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力しなければなりません。被保険者が、正当な理由がなく協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害を差し引いて保険金を支払います。

第34条（損害防止義務および損害防止費用）
（1）保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
（2）保険契約者または被保険者が、第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合において、第5条（損害保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときおよび第18条（保険責任の始期および終期）（4）の規定が適用されないときは、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。この場合において、当会社が負担する費用と他の保険金の合計額が家財保険金額を超えるときでも、これを負担します。
①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
②消火活動に使用したことにより損傷した物（注1）の修理費用または再取得費用
③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注2）
（注1）消火活動に従事した者の着用物を含みます。
（注2）人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。
（3）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の義務を履行しなかった場合は、当会社は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
（4）第40条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、（2）に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第40条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定中「別表2に掲げる支払限度額」とあるのは「第34条（損害防止義務および損害防止費用）（2）によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

第35条（保険金の請求）
（1）当会社に対する保険金請求権は、保険金支払の対象となる損害が発生した時から発生し、これを行使することができます。ただし、賠償責任保険金の保険金請求権については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができます。
（2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
①保険金請求書
②損害見積書またはこれに代わるべき書類
③盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④賠償責任保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑤その他当会社が保険金支払いのために必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
②①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第36条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係

④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額を含みます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①（1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）　180日

②（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会90日

③（1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会120日

④災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査　60日

⑤（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（4）（1）の規定による保険金の支払は、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。ただし、あらかじめ当会社が承認した場合は除きます。

第37条（先取特権）

（1）第13条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）および第14条（個人賠償責任保険金を支払う場合）に規定する事故における被保険者に対する損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第16条（賠償責任保険金の支払範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(2)当会社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払いを行うものとします。

①被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

②被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3)保険金請求権(注1)は、損害賠償請求権者以外の第三者(注2)に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注1)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注1)第16条(賠償責任保険金の支払範囲)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(注2)被保険者以外の者をいいます

第38条(時効)

保険金請求権は、第35条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第39条(保険金支払後の保険契約)

(1)第2条(損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故)の損害保険金の支払額が1回の事故につき、家財保険金額(注1)に達した場合には、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が発生した時に終了します。

(注1)家財保険金額が保険の対象の再調達価額(注2)を超える場合は、保険の対象の再調達価額(注2)とします。

(注2)貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

(2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額(注)は、減額することはありません。

(注)家財保険金額、修理費用保険金額、個人賠償責任保険金額および借家人賠償責任保険金額をいいます。

(3)(1)の規定により、保険契約が終了したときは、保険期間が1年を超える保険契約で、かつ、保険期間の初日から保険契約の終了日までの既経過期間が1年に満たない場合に限り、終了日の属する契約年度(注)の後の契約年度(注)に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

(注)保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第40条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注)の合計額が別表2に掲げる支払限度額以下のときは、当会社は、この保険契約の支払責任額を支払保険金の額とします。

(注)それぞれの保険契約等について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が別表2に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区　分	支払保険金の額
①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合	別表2に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第41条(保険金の削減払いおよび保険料の増額または保険金の削減)

(1)当会社は、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

(2)当会社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険期間満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

（3）（1）および（2）の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

第42条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
　被保険者が取得した債権の全額

②①以外の場合
　被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第43条（残存物および盗難品の帰属）

（1）当会社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

（2）盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、盗取された保険の対象を回収するのに要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。ただし、回収されるまでの間に保険の対象に損害が生じていたときは、その損害に対して第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）の損害保険金を支払います。

（3）盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は、保険金の保険の対象の再調達価額（注）に対する割合によって、当会社に移転します。

（注）貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

（4）（3）の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

（注）盗取された保険の対象を回収するのに要した費用がある場合はこれを差し引いた残額とします。

第44条(保険契約の継続)

（1）当会社は、保険期間満了日の60日前までに、満了する保険契約と同一内容の継続契約の内容を記載した継続案内書を保険契約者に送付します。

（2）保険期間満了日の30日前までに、保険契約者より、当会社に対し、継続を行わない旨の申し出がない場合には、（1）の継続契約の内容により保険契約は継続されるものとします。

（3）継続契約の保険料払込期日は、継続前契約の保険期間満了日とし、保険契約者は、保険料払込期日までに継続後の保険契約の保険料を払い込むものとします。

（4）（3）の保険料払込期日までに継続契約の保険料の払込みがない場合には、当会社は、継続前の保険契約の満了する日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

（5）保険契約者が、継続後の保険契約の始期の属する月の翌月末日までに継続後の保険契約の保険料の払込みを行わなかった場合には、当会社は、（2）の規定に係わらず、保険契約は継続されなかったものとします。

（6）当会社は、保険契約が継続された場合には、（1）の継続案内書をもって継続契約の継続証等（注）とします。

（注）保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第45条（継続時の保険料の増額または保険金額の減額）

（1）当会社は、保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

（2）（1）の継続時における保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当会社は、保険契約者に対し保険期間満了日の60日前までに書面によりその内容を通知します。

（3）（2）の通知を受けた保険契約者は、保険期間満了日の30日前までに当会社の通知した内容で保険契約の内容を継続するか、または保険期間満了日の前日までに保険契約を継続しない旨を当会社に通知しなければなりません。

（4）保険契約者から（3）の通知がなかった場合には、当会社が（2）により通知した内容で保険契約は継続されます。

第46条（保険契約の継続を引き受けない場合）

（1）当会社は、この保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

（2）（1）の保険契約の継続の引き受けを行わない場合には、当会社は、保険契約者に対し保険期間満了日の60日前までに書面によりその旨を通知します。

第47条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第48条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1　短期料率表

既経過期間（注）	割合（%）
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
11か月を超えるもの	100

（注）既経過期間に1か月未満の端日数がある場合には切り上げます。

別表2　他の保険契約等がある場合の支払限度額

	保険金の種類		支払限度額（この保険契約と他の保険契約等の合計限度額）
1	第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（1）から（5）までの損害保険金		損害の額
2	第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（6）の損害保険金		1回の事故につき、損害の額から3万円（注）を差し引いた金額 （注）他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
3	第2条（損害保険金を支払う場合ー保険の対象に生じた事故）（7）の損害保険金		1回の事故につき、100万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
4	第3条（損害保険金を支払う場合ー通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難）の損害保険金	（1）通貨または乗車券等	1回の事故につき、20万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		（2）預貯金証書	1回の事故につき、200万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に、限度額が200 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
5	第4条（費用保険金を支払う場合）（1）の罹災時諸費用保険金		1回の事故につき、損害保険金に5%を乗じた額（注） （注）他の保険契約等に、支払割合が5%超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高いものを乗じた額とします。
6	第4条（費用保険金を支払う場合）（2）の残存物取片づけ費用保険金		被保険者の支出した残存物取片づけ費用の額
7	第4条（費用保険金を支払う場合）（3）の臨時宿泊費用保険金		1回の事故につき20万円（注）または臨時宿泊費用の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
8	第4条（費用保険金を支払う場合）（4）の被災転居費用保険金		1回の事故につき40万円（注）または被災転居費用の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が40万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
9	第10条（修理費用保険金を支払う場合）の修理費用保険金		修理費用の額
10	第13条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金		損害の額
11	第14条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の個人賠償責任保険金		損害の額

修理費用補償拡大特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を付帯する旨が記載されている場合に適用します。この場合、賃貸くらし安心保険プラス普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）第10条（修理費用保険金を支払う場合）に規定する事故の他、この特約に従い保険金を支払います。

第2条（修理費用保険金を支払う場合）

当会社は、借用戸室に次のいずれかの損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用(注1)に対して、この特約および普通保険約款第4章基本条項の規定に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、普通保険約款第3章賠償責任補償条項の借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

① 凍結により生じた借用戸室の専用水道管または給湯器の損害

② 借用戸室の窓ガラス（注2）の熱割れ（注3）による損害

（注1）借用戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限ります。

（注2）借用戸室の外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限ります。

（注3）日射により生じた温度差による窓ガラスの破損をいいます。

第3条（費用保険金を支払う場合）

（1）当会社は、借用戸室の玄関ドアの鍵が盗取され、事故の日から180日以内に被保険者が支出したドアロック(注)の交換費用に対して、この特約および普通保険約款第4章基本条項の規定に従い、ドアロック交換費用保険金を支払います。

（注）ドアの錠をいいます。

（2）当会社は、盗難あるいはいたずらによって借用戸室の玄関ドアのロックを解錠または使用不能にされ、事故の日から180日以内に同様な事故を防止する目的で被保険者が支出したドアロックの交換費用もしくは防犯装置の設置費用に対して、この特約および普通保険約款第4章基本条項の規定に従い、ピッキング防止費用保険金を支払います。

（3）（1）および（2）の保険金の支払いは、保険契約者または被保険者が被害の発生を知った後直ちに警察署あてに被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

第4条（保険金を支払わない場合）

普通保険約款第11条（修理費用保険金を支払わない場合）の規定は、第2条（修理費用保険金を支払う場合）の修理費用保険金、前条（1）のドアロック交換費用保険金および（2）のピッキング防止費用保険金について準用します。

第5条（修理費用保険金の支払額）

この特約の第2条（修理費用保険金を支払う場合）の修理費用保険金の支払額および支払限度は、次表のとおりとします。

損害の種類	支　払　額	支払限度額	支払限度回数
第2条（修理費用保険金を支払う場合）①の損害	修理費用の額	1回の事故につき、10万円限度	保険期間中1回に限る
第2条（修理費用保険金を支払う場合）②の損害	修理費用の額	1回の事故につき、50万円限度	—

第6条（費用保険金の支払額）

この特約の第3条（費用保険金を支払う場合）のドアロック交換費用保険金またはピッキング防止費用保険金の支払額および支払限度は、次表のとおりとします。

損害の種類	支　払　額	支払限度額	支払限度回数
第3条（費用保険金を支払う場合）（1）のドアロック交換費用保険金	費用の額	1回の事故につき、3万円限度	保険期間中1回に限る
第3条（費用保険金を支払う場合）（2）のピッキング防止費用保険金	費用の額	1回の事故につき、3万円限度	保険期間中1回に限る

第7条（普通保険約款との合計支払限度額）

1回の事故について支払われるべき普通保険約款第1章および第2章の保険金とこの特約により支払われるべき保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、当会社が支払う保険金の額は、これらのすべての保険金を合計して1,000万円とします。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第40条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の「別表2に掲げる支払限度額」は、次表の支払限度額を適用します。

	保険金の種類	支払限度額 （この保険契約と他の保険契約等の合計限度額）
1	第2条（修理費用保険金を支払う場合）の修理費用保険金	修理費用の額
2	第3条（費用保険金を支払う場合）（1）のドアロック交換費用保険金	費用の額
3	第3条（費用保険金を支払う場合）（2）のピッキング防止費用保険金	費用の額

借家人賠償責任補償拡大特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を付帯する旨が記載されている場合に適用します。この場合、賃貸くらし安心保険プラス普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）第13条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）に規定する事故の他、この特約に従い保険金を支払います。

第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者（注1）が次のいずれかの費用について、借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款第4章基本条項の規定に従い、借家人賠償責任保険金を支払います。

①普通保険約款第13条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）①から③までに記載の事故以外の不測かつ突発的な事故により、借用戸室の次の部位に生じた損害に対する修理費用

洗面台、便器、浴槽、窓ガラス（注2）、照明機器、IHクッキングヒーター（注3）およびこれらの付属物

②借用戸室内における被保険者の死亡により生じた、借用戸室の修理、清掃または消臭費用

③②の費用が生じた場合における被保険者の遺品整理（注4）のための費用

（注1）被保険者が死亡している場合には、被保険者の法定相続人を含みます。

（注2）借用戸室の外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限り、熱割れによる損害は含みません。

（注3）借用戸室に備え付けられた誘導加熱方式を用いた調理用コンロをいいます。

（注4）死亡した被保険者が借用戸室内に残置した物品を整理、撤去または廃棄することをいいます。

第3条（借家人賠償責任保険金を支払わない場合）

（1）普通保険約款第15条（賠償責任保険金を支払わない場合）の規定は、前条の借家人賠償責任保険金について準用します。なお、この場合において、被保険者の自殺によって生じた前条②および③の費用に対する損害賠償責任は、普通保険約款第15条（賠償責任保険金を支払わない場合）①の被保険者の故意によって生じた損害には該当しないものとして取り扱います。

（2）（1）の規定の準用にあたっては、普通保険約款第15条（賠償責任保険金を支払わない場合）（2）⑥の「第13条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の損害賠償責任」とあるのは、「第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の損害賠償責任」と読み替えて適用します。

第4条（借家人賠償責任保険金の支払範囲）

この特約の第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金の支払範囲は、普通保険約款第16条（賠償責任保険金の支払範囲）の規定を準用します。

第5条（借家人賠償責任保険金の支払額）

この特約の第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金の支払額および支払限度は、次表のとおりとします。

賠償責任の対象となる費用	支払額	支払限度額
第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）①の費用	普通保険約款第16条（賠償責任保険金の支払範囲）①から⑥までの金額の合計額	1回の事故につき、50万円限度
第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）②の費用	普通保険約款第16条（賠償責任保険金の支払範囲）①から⑥までの金額の合計額	1回の事故につき、50万円限度
第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）③の費用	普通保険約款第16条（賠償責任保険金の支払範囲）①から⑥までの金額の合計額	1回の事故につき、50万円限度

第6条（普通保険約款との合計支払限度額）

1回の事故について支払われるべき普通保険約款第3章の賠償責任保険金とこの特約により支払われるべき借家人賠償責任保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、当会社が支払う保険金の額は、これらのすべての保険金を合計して1,000万円とします。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第40条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の「別表2に掲げる支払限度額」は、次表の支払限度額を適用します。

保険金の種類		支払限度額 (この保険契約と他の保険契約等の合計限度額)
第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金	①の費用に対する損害賠償責任	1回の事故につき、50万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	②の費用に対する損害賠償責任	
	③の費用に対する損害賠償責任	

保険料の口座振替払特約

＜用語の定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　　義
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する提携金融機関の口座をいいます。
保険料払込期日	提携金融機関ごとに当会社が定める日をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法(経路)として口座振替払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。ただし、次のすべての条件を満たしている場合に限ります。

①保険契約締結の時に、提携金融機関に指定口座が設定されていること。

②保険契約締結の際、当会社の定める保険料口座振替依頼手続がなされていること。

第2条（保険料の払込み）

（1）この特約が付帯された場合には、保険料払込期日に、指定口座から当会社の指定する口座に振替える方法により保険料を払い込むものとします。

（2）保険契約者は、保険料払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

（3）保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替が当該休業日の翌営業日に行われた場合には、保険料払込期日に口座振替が行われたものとみなします。

（4）（1）および（3）の規定により保険料の口座振替が行われた場合には、保険料払込期日に当会社への保険料の払込みがなされたものとみなします。

第3条（保険料払込み前の事故）

（1）保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。

（2）当会社は、保険契約者が（1）に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、賃貸くらし安心保険プラス普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）第18条(保険責任の始期および終期)（3）の保険料領収日を保険期間の初日とする旨の規定および第21条（保険契約の無効等）（2）の保険期間の初日までに保険料が払い込まれない場合に保険契約を不成立とする旨の規定を適用しません。

（3）当会社は、保険契約者が（1）に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第18条(保険責任の始期および終期)（4）の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（4）（3）の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（保険料不払の場合の保険契約の不成立）

当会社は、前条（1）に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を不成立とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料のクレジットカード払特約

＜用語の定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
会員規約等	クレジットカード会社との間で締結した会員規約等をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法(経路)としてクレジットカード払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者と保険契約者が同一である場合に限ります。

第2条（保険料の払込み）

（1）この特約が付帯された場合には、保険契約者はクレジットカードによって保険料を払い込むものとし、当会社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に、保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。

（2）（1）の規定は、当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして（1）の規定を適用します。

（3）（2）の当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合で、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード会社に対して、この保険契約にかかわる保険料相当額を払い込んでいない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第3条（準用規定）
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸くらし安心保険プラス普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料のコンビニエンスストア払特約

＜用語の定義＞
この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。

用　語	定　義
提携コンビニエンスストア	当会社と保険料の収受の取扱いを提携しているコンビニエンスストアをいい、当会社が保険契約者に対して交付する専用払込票に記載されます。

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてコンビニエンスストア払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。
第2条（保険料の払込み）
（1）この特約が付帯された場合には、保険契約者は専用払込票等を利用し、提携コンビニエンスストアの店頭で保険期間の初日までに保険料を払い込むものとします。
（2）（1）の規定により保険契約者が保険料を払い込んだ場合には、提携コンビニエンスストアの店頭での保険料払込みがなされた時に、当会社への保険料の払込みがなされたものとみなします。
第3条（準用規定）
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸くらし安心保険プラス普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

賠償事故直接請求特約

＜用語の定義＞
この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。

用　語	定　義
支払限度額	賃貸くらし安心保険プラス普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）第17条（賠償責任保険金の支払額）の支払限度額または借家人賠償責任補償拡大特約第5条（借家人賠償責任保険金の支払額）の支払限度額をいいます。
賠償事故	普通保険約款第13条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）、第14条（個人賠償責任保険金を支払う場合）または借家人賠償責任補償拡大特約第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）に規定する事故をいいます。

第1条（損害賠償請求権者の直接請求権）
（1）賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（3）に定める損害賠償金の支払を請求することができます。
（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償金を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社がこの特約、普通保険約款および借家人賠償責任補償拡大特約の規定に従い、被保険者に対して支払うべき保険金の額（注1）を限度とします。
①被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア.被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ.被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
ウ.被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人が相続放棄をしたこと。(注2)
(注1)同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償金がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
(注2)法定相続人から相続する旨の意思の確認がとれない場合または当会社に対する保険金の請求を放棄する旨の意思表示があった場合を含みます。

(3)この特約において損害賠償金の額とは、(4)から(7)までの算式によって算出した額とします。

(4)損害賠償請求権者の損害賠償金の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償金を支払います。

(5)(2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償金の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6)1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が支払限度額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害賠償金を支払います。
①(2)④に規定する事実があった場合
②損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
③当会社への損害賠償金の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
(注)同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償金がある場合は、その全額を含みます。

(7)(6)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償金を支払います。ただし、1回の賠償事故につき当会社が、普通保険約款、借家人賠償責任補償拡大特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
(注)同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償金がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第2条(損害賠償金の請求)

(1)当会社に対する損害賠償金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2)損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償金の支払を請求する場合は、次の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
①損害賠償金の請求書
②当会社の定める事故状況報告書
③示談書その他これに代わるべき書類
④損害を証明する書類

(3)損害賠償請求権者に損害賠償金を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償金の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償金を請求することができます。
①損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)
②①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
(注)法律上の配偶者に限ります。

(4)(3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償金の請求に対して、当会社が損害賠償金を支払った後に、重複して損害賠償金の請求を受けたとしても、当会社は、損害賠償金を支払いません。

(5)当会社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6)損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償金を支払います。

第3条(保険金の支払時期)

(1)損害賠償請求権者が第1条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償金の支払を請求する場合は、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払います。

①損害賠償金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および損害賠償請求権者に該当する事実

②損害賠償金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③損害賠償金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について損害賠償請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償金の額を確定するために確認が必要な事項

(注)損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

①(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

②(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会90日

③(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会120日

④災害救助法(昭和22 年法律第118 号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査60日

⑤(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査180日

(注1)損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24 年法律第205 号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第4条(損害賠償請求権の行使期限)

第1条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

①被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

②損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、借家人賠償責任補償拡大特約および普通保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

法人等契約の被保険者に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が法人等（注）であり、その役員または使用人（以下「従業員等」といいます。） が借用戸室に居住する場合に適用します。

（注）個人事業主を含みます。以下同様とします。

第2条（被保険者の範囲）

この特約が付帯された保険契約の被保険者は、賃貸くらし安心保険プラス普通保険約款 （以下「普通保険約款」といいます。）の規定にかかわらず、保険契約者である法人等の従業員等で生活の本拠として借用戸室に居住する者およびその者と生活の本拠として借用戸室に同居する者（注）とします。ただし、当会社と締結された他の保険契約における被保険者である者を除きます。

（注）従業員等と同居する者については、借用戸室の賃貸借契約時またはその入居時に借用戸室の貸主または管理会社等に入居者として通知された者に限ります。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

インターネット等による契約手続き特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社の定めるインターネット等による保険契約の申込方法にしたがって申込を行う場合に適用されます。

第2条（保険契約の申込み）

（1）当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、その申込みについての重要事項を了解した上で、当会社の定める手続方法に従って、情報処理機器上の契約申込画面に所要の事項を入力し、当会社に送信することによって、保険契約の申込みをすることができるものとします。

（2）（1）の規定により当会社が契約申込画面の送信を受けた場合は、当会社は、保険契約の引受けを行うものについては、保険契約者に対して契約確認書画面を送信することにより引受契約内容を通知します。

第3条（保険料の払込方法）

（1）保険契約者は前条（2）の契約確認書画面に従い、保険料を払い込まなければなりません。

（2）契約確認書画面に記載する保険料の払込期限は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日までの当会社が定める日とします。

第4条（保険料不払いによる保険契約の不成立）

（1）当会社は、契約確認書画面に記載された保険期間の初日までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を不成立とします。

（2）この保険契約に適用される他の特約に保険料不払いの場合について別の規定がある場合には、その規定を適用するものとします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸くらし安心保険プラス普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

転居に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険者が借用戸室（以下「転居前借用戸室」といいます。）から転居し、転居後の借用戸室（以下「転居後借用戸室」といいます。）においても当会社とこの保険の保険契約を新たに締結した場合に適用します。

第2条（転居前借用戸室での事故の取り扱い）

この特約により、転居前借用戸室と転居後借用戸室の賃貸借契約の契約期間が重複している場合に限り、30日間を限度として転居前借用戸室において生じた、賃貸くらし安心保険プラス普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこれに付帯される特約に規定する保険金支払事由に対しても、転居後借用戸室にかかわる保険契約において保険金を支払うことができるものとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険証券の発行省略特約

第1条（特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が保険契約締結時に保険契約申込書等により保険証券等（注）の発行を省略することについて同意した場合に適用します。

（注）保険契約が成立したときに保険契約者宛てに発行する保険証券または保険契約が継続されたときに保険契約者宛てに発行する保険契約継続証をいいます。以下、この特約において同様とします。

第2条（保険証券発行の省略）

（1）当会社は、この特約により、保険契約者と合意のうえで保険証券等の発行を省略します。

（2）（1）の場合、当会社のウェブサイト上に掲載される保険契約者ごとの特定ページに保険契約の内容として表示した事項を、保険証券等の記載事項とみなして、賃貸くらし安心保険プラス普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

第3条（保険契約者からの請求による保険証券等の発行）

前条の規定にかかわらず、保険契約者が、当会社に対して保険証券等の発行を請求した場合には、当会社はすみやかに保険証券等を発行します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

事故が発生したら、ただちにご連絡ください

事故受付センター　24時間　365日対応

フリーダイヤル　0120−323−671

事故が起きたら、まず弊社事故受付センターへご連絡ください。事故状況等をお聞きした後、保険金お支払いに関するお手続きなどのご案内をさせていただきます。

事故から保険金お支払いまでの流れ

事故発生（お客様）⇒事故受付センターへご連絡

ご連絡の際、お手元に、契約申込書【ご契約者様控】または保険証券等をご用意いただきますようお願いいたします。

事故状況　・　事故原因等の確認

- お支払いの対象となる事故
  - 損害状況の確認
    保険金請求に必要な書類のご案内 ＊1
    ＊鑑定・調査を行う場合もあります。
  - （お客様）
    保険金請求書類・資料の作成と提出 ＊2
  - 保険金支払審査
  - 保険金のお支払い
- お支払いの対象とならない事故
  - 保険金お支払い対象外です

＊1　保険金のお支払いに向け、損害状況や事故状況の確認について、ご協力をお願いいたします。
＊2　早期の保険金のお支払いに向け、すみやかに必要書類のご提出をお願いいたします。

契約内容変更届（異動承認請求書）の記入例

ご契約後に、契約内容に次のいずれかに該当する変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にお届け願います。

① 借用戸室の用途（居住用）を、変更したとき。この場合、ご契約の変更のお手続きはできません。（ご契約は解除となります）

② ご契約者氏名の変更、住所の変更または連絡先の変更

③ 被保険者の氏名の変更、被保険者が居住しなくなった場合

＊「法人等契約の被保険者に関する特約」により、法人等契約は通知不要になります。
ただし、借用戸室の賃貸借契約時またはその入居時に借用戸室の貸主または管理会社等に入居者として通知された者に限ります。

【記入例】　契約者＝父親・被保険者＝子供で、父親のみ転勤により住所が変更

「契約内容変更届」のみご送付ください。

契約者様ご自身で記入・捺印してください。

変更前のお名前、住所をご記入ください。

変更前と変更後の内容をご記入ください。

手続完了通知をご希望の場合、ご記入ください。

契約内容変更届（異動承認請求書）

【ご記入前にご一読願います】
契約内容変更届を弊社が確認するまでは、補償は変更前の内容となりますので、変更の際は遅滞なくお届け願います。

セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社御中

下記のとおり、保険契約内容の変更を申し出ます。

記入日	2015年12月25日	変更日	2015年12月01日

変更前

契約者名	フリガナ　ホケン　ダイスケ 保険　大介	捺印欄	証券番号 ○△0123456789
住所	〒550－0002　変更前の住所をご記入ください 大阪　都道府県　大阪市西区江戸堀2丁目1番 江戸堀ハイツ 123号	電話番号	（090）1234－0000

項目		変更前	変更後
変更内容	氏名 契約者　被保険者 該当に○を囲んでください	フリガナ 変更理由　続柄	フリガナ 生年月日　昭和 平成　年　月　日　性別　男・女
	住所 契約者　被保険者 該当に○を囲んでください	〒550－0002 大阪府大阪市西区江戸堀2丁目1番 江戸堀ハイツ123号	〒108－0014 東京都港区芝5丁目36番 ベルジュ800号
		電話番号　（090）1234－0000	電話番号　（090）1234－0000
備考欄			

契約内容変更手続き完了通知をご希望の場合、ご記入ください。（未記入の場合、完了通知は省略させていただきます）

手続完了通知送付先	〒　－ 都道府県　　電話番号　（　）　－

郵送先	〒550-0002　大阪市西区江戸堀2丁目1番1号 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社 お問い合わせフリーダイヤル　0120-576-225

会社使用欄

契約内容変更届（異動承認請求書）

【ご記入前にご一読願います】
契約内容変更届を弊社が確認するまでは、補償は変更前の内容となりますので、変更の際は遅滞なくお届け願います。

セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社御中

下記のとおり、保険契約内容の変更を申し出ます。

記入日	20　年　月　日	変更日	20　年　月　日

変更前			
契約者名	フリガナ	捺印欄	証券番号
		印	
住所	〒　－　（変更前の住所をご記入ください） 都道府県	電話番号	（　）　－

変更内容	項目	変更前	変更後
	氏名 契約者　被保険者 該当に○を囲んでください	フリガナ 変更理由　続柄	フリガナ 生年月日　昭和 平成　年　月　日　性別　男・女
	住所 契約者　被保険者 該当に○を囲んでください	〒　－ 電話番号　（　）　－	〒　－ 電話番号　（　）　－
	備考欄		

契約内容変更手続き完了通知をご希望の場合、ご記入ください。（未記入の場合、完了通知は省略させていただきます）

手続完了通知送付先	〒　－ 都道府県	電話番号　（　）　－

郵送先	〒550-0002　大阪市西区江戸堀2丁目1番1号 **セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社** お問い合わせフリーダイヤル　0120-576-225

会社使用欄

解約請求書の記入例

保険期間2年　保険料一時払20,000円契約プラン解約返戻金の例

＊既経過期間に1カ月未満の端日数がある場合には切り上げます。
詳しくは、普通保険約款をご参照ください。

円単位

1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
17,500	16,500	15,500	14,500	13,500	13,000	12,500	12,000	11,500	11,000	10,500	10,000
13か月	14か月	15か月	16か月	17か月	18か月	19か月	20か月	21か月	22か月	23か月	24か月
7,500	6,500	5,500	4,500	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0

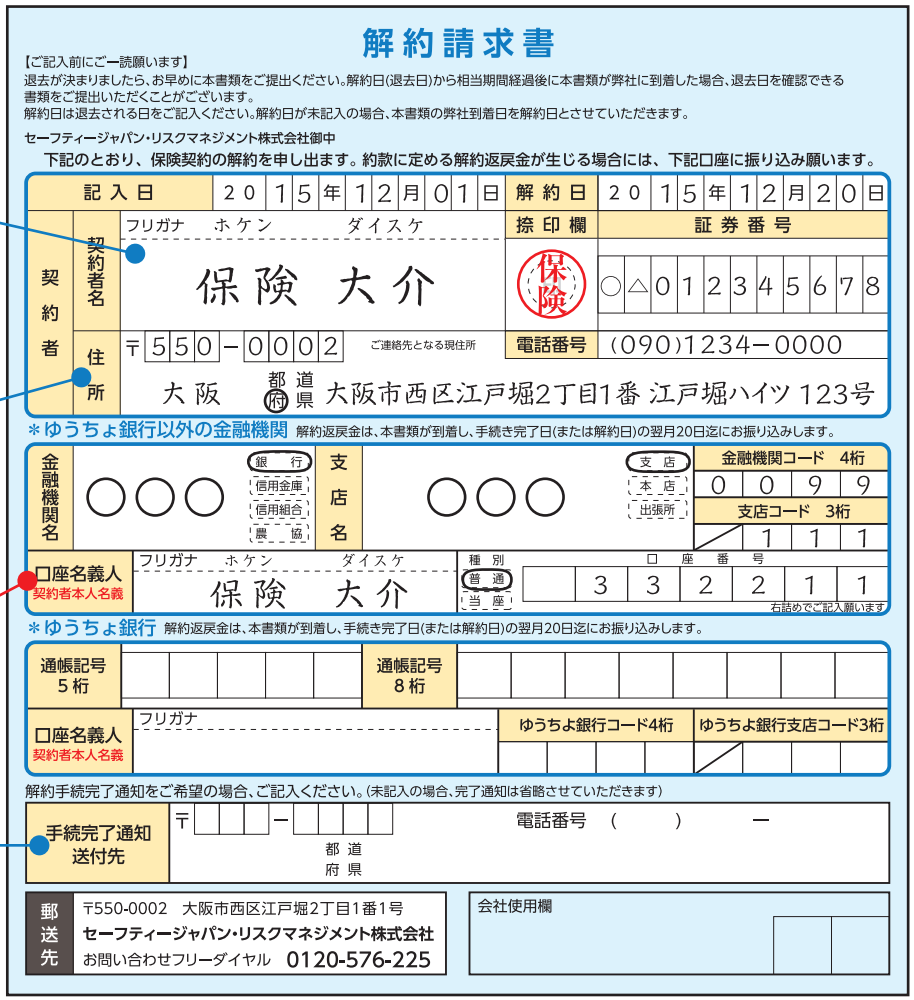
「解約請求書」のみ、ご送付ください。

契約者様ご自身で記入・捺印してください。

ご連絡先となる現住所をご記入

必ず、契約者ご本人名義の口座をご指定ください。

手続完了通知をご希望の場合、ご記入ください。



解約請求書

【ご記入前にご一読願います】
退去が決まりましたら、お早めに本書類をご提出ください。解約日(退去日)から相当期間経過後に本書類が弊社に到着した場合、退去日を確認できる書類をご提出いただくことがございます。
解約日は退去される日をご記入ください。解約日が未記入の場合、本書類の弊社到着日を解約日とさせていただきます。

セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社御中

下記のとおり、保険契約の解約を申し出ます。約款に定める解約返戻金が生じる場合には、下記口座に振り込み願います。

記入日　2015年12月01日　／　解約日　2015年12月20日

契約者　フリガナ　ホケン　ダイスケ
契約者名　保険　大介　／　捺印欄　保険　／　証券番号　○△01234567 8

住所　〒550−0002　ご連絡先となる現住所　／　電話番号　(090)1234−0000

大阪　都道府県　大阪市西区江戸堀2丁目1番 江戸堀ハイツ 123号

＊ゆうちょ銀行以外の金融機関　解約返戻金は、本書類が到着し、手続き完了日(または解約日)の翌月20日迄にお振り込みします。

金融機関名　○○○　銀行　信用金庫　信用組合　農協　／　支店名　○○○　支店　本店　出張所

金融機関コード　4桁　0099
支店コード　3桁　111

口座名義人　契約者本人名義　フリガナ　ホケン　ダイスケ　保険　大介

種別　普通　当座　／　口座番号　332211　右詰めでご記入願います

＊ゆうちょ銀行　解約返戻金は、本書類が到着し、手続き完了日(または解約日)の翌月20日迄にお振り込みします。

通帳記号5桁　／　通帳記号8桁

口座名義人　契約者本人名義　フリガナ　／　ゆうちょ銀行コード4桁　／　ゆうちょ銀行支店コード3桁

解約手続完了通知をご希望の場合、ご記入ください。(未記入の場合、完了通知は省略させていただきます)

手続完了通知送付先　〒　−　都道府県　電話番号　(　)　−

郵送先　〒550-0002　大阪市西区江戸堀2丁目1番1号
セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
お問い合わせフリーダイヤル　0120-576-225

会社使用欄

解約請求書

【ご記入前にご一読願います】
退去が決まりましたら、お早めに本書類をご提出ください。解約日(退去日)から相当期間経過後に本書類が弊社に到着した場合、退去日を確認できる書類をご提出いただくことがございます。
解約日は退去される日をご記入ください。解約日が未記入の場合、本書類の弊社到着日を解約日とさせていただきます。

セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社御中

下記のとおり、保険契約の解約を申し出ます。約款に定める解約返戻金が生じる場合には、下記口座に振り込み願います。

記入日	20　年　月　日	解約日	20　年　月　日

契約者				
契約者名	フリガナ	捺印欄	印	証券番号
住所	〒　－　 都道府県	ご連絡先となる現住所	電話番号	(　　)　－

＊ゆうちょ銀行以外の金融機関　解約返戻金は、本書類が到着し、手続き完了日(または解約日)の翌月20日迄にお振り込みします。

金融機関名	銀行 / 信用金庫 / 信用組合 / 農協	支店名	支店 / 本店 / 出張所	金融機関コード　4桁
				支店コード　3桁

口座名義人 契約者本人名義	フリガナ	種別	口座番号
		普通 / 当座	右詰めでご記入願います

＊ゆうちょ銀行　解約返戻金は、本書類が到着し、手続き完了日(または解約日)の翌月20日迄にお振り込みします。

通帳記号 5桁		通帳記号 8桁	

口座名義人 契約者本人名義	フリガナ	ゆうちょ銀行コード4桁	ゆうちょ銀行支店コード3桁

解約手続完了通知をご希望の場合、ご記入ください。(未記入の場合、完了通知は省略させていただきます)

手続完了通知 送付先	〒　－　 都道府県	電話番号　(　　)　－

郵送先	〒550-0002　大阪市西区江戸堀2丁目1番1号 **セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社** お問い合わせフリーダイヤル　**0120-576-225**

会社使用欄	

キリトリ

変更届・解約請求書
ご郵送の方法

①「契約内容変更届」または「解約請求書」に記入、捺印もれがないことをお確かめください。

②定型封筒をご用意いただき、該当の用紙を折り封入・封緘してください。

③右の宛名用紙を切り取り、封筒の宛名面にのりで貼り付けてください。このとき、封筒の左上角に合わせて貼ってください。

④封筒の裏面に差出人である契約者様の氏名・住所をご記入ください。

⑤郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

右の宛名用紙の差出有効期間が過ぎている場合は弊社のホームページから最新版を印刷してご利用ください。

キリトリ

料金受取人払郵便

大阪西局
承　認
1367

差出有効期間
平成31年7月
31日まで
切手を貼らずに
お出しください

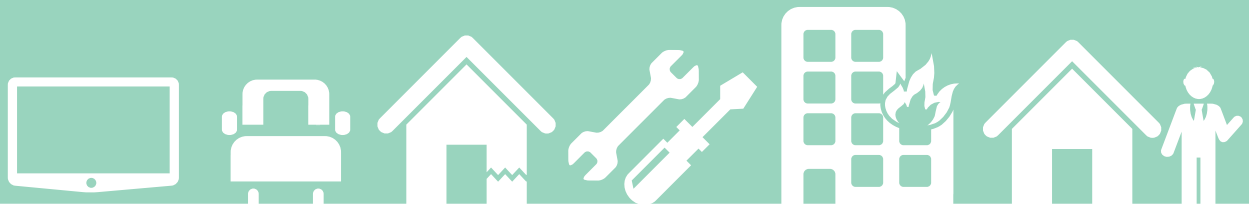
550-8790
511

定形郵便物

大阪市西区江戸堀2丁目1番1号
江戸堀センタービル

セーフティージャパン・
リスクマネジメント株式会社 行

キリトリ



Safety Japan

セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社

保険証券等の発行について

弊社では、お客様の利便性の向上および紙資源の使用量の削減を目的とした、保険証券等のペーパーレス化を推進しています。保険証券等の発行を省略することに同意いただいた場合、契約内容をご確認いただく書面とともに、弊社ホームページでご契約内容を閲覧できるご案内を郵送させていただきます。

事故が起こった場合のご連絡先

事故受付センター 24時間365日対応

フリーダイヤル **0120-323-671**

弊社の代理店は、保険契約締結の代理権および告知受領権を有しています。

ご契約に関するお問い合わせ（契約内容の変更・解約等）

受付時間　午前9時30分～午後5時30分

土日・祝日・年末年始などの弊社の休業日を除きます。

フリーダイヤル **0120-576-225**

取扱代理店(お問い合わせ先)

引受保険会社　近畿財務局長(少額短期保険)第6号

Safety Japan

セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社

〒550-0002　大阪市西区江戸堀2丁目1番1号

URL:http://www.sjrm-ssi.co.jp

S12-101N 1510